

鳥取市立小・中・義務教育学校へのチラシ等の配信・配布について

鳥取市教育委員会事務局 学校教育課

現在、学校を通じて児童生徒や家庭向けに周知するチラシなどの配布依頼が非常に増えており、教職員の配布物対応の負担増大や、時間が限られる中で配布することにより児童生徒の活動に支障が生じるなど、さまざまな課題が生じています。

そのため、鳥取市教育委員会では、令和7年度からチラシなどについては学校から児童生徒への個別配布は行わず、保護者、児童生徒が直接確認できる鳥取市教育委員会ポータルサイトに掲載することとしました。これにより、イベント等の案内をいつでもどこからでも閲覧できる「保護者等の利便性の向上」、紙資源やその配送に必要な燃料等の節減につながる「SDGsの取組の推進」、また学校で配布する時間を削減し、授業時間ならびに特別活動の時間（朝の会・帰りの会等）を確保する「学習活動の充実」につなげていきます。

関係団体等でチラシ等の配布を希望される方は、下記のと通りの対応をお願いするとともに、学校を通じた配布物は避けていただくよう、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

記

1 チラシ等配信許可基準

次の(1)～(7)の主な配信可否基準を満たしていると総合的に判断できる場合のみ配信します。

- (1) 対象が小学生または中学生であること。
- (2) 教育の振興を目的とし、教育活動全体に有益なものであること。
- (3) 営利を目的とせず、公益性が認められるものであること。
- (4) 高額な費用負担を伴わないものであること。
- (5) 宗教や政治に関連しないものであること。
- (6) 主催の団体名または代表者氏名、連絡先等が記載されているものであること。
- (7) その他、教育長が適切であると認めるもの。

2 配信する電子データ基準

電子データ PDF 形式 10MB 以下

3 配信の流れ

- (1) 配信を希望する場合は、とっとり電子申請サービス（鳥取市）の「学校へのチラシ等配信申請」から申請してください。
- (2) 学校教育課は、申請内容を確認し、データ配信の可否を申請者へ連絡します。
- (3) データは、鳥取市教育委員会ポータルサイトに掲載し、掲載ページの URL 等を保護者に定期的にお知らせします。

4 その他

- (1) 作文・絵画コンクール等の学校、教育委員会での作品のとりまとめは原則行いません。
- (2) 教育委員会及び学校は、いかなる損害に対しても一切の保証・費用負担は行いません。
- (3) 各学校に直接持ち込まれたチラシ等の配布は原則行いません。